

第2回智頭町議会定例会会議録

平成26年6月20日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第41号 専決処分について
- 第 4. 議案第42号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第2号）
- 第 5. 議案第43号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6. 議案第44号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7. 議案第45号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8. 議案第46号 平成26年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9. 議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第10. 議案第48号 智頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第49号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第12. 議案第50号 町道の路線の認定について
- 第13. 議案第51号 財産の処分について
- 第14. 議案第52号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第15. 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 第16. 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 第17. 陳情について
- 第18. 智頭町農業委員会委員の推薦について
- 第19. 発議第 3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出について
- 第20. 発議第 4号 少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について

- 第 2 1. 発議第 5 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について
- 第 2 2. 発議第 6 号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議について
- 第 2 3. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第 2 4. 議員派遣の件について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 4 1 号 専決処分について
- 第 4. 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度智頭町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 5. 議案第 4 3 号 平成 2 6 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6. 議案第 4 4 号 平成 2 6 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7. 議案第 4 5 号 平成 2 6 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8. 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度智頭町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 9. 議案第 4 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 1 0. 議案第 4 8 号 智頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 第 1 1. 議案第 4 9 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 2. 議案第 5 0 号 町道の路線の認定について
- 第 1 3. 議案第 5 1 号 財産の処分について
- 第 1 4. 議案第 5 2 号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第 1 5. 議案第 5 3 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 6. 議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について
- 第 1 7. 陳情について
- 第 1 8. 智頭町農業委員会委員の推薦について

第19. 発議第 3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出について

第20. 発議第 4号 少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出について

第21. 発議第 5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について

第22. 発議第 6号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議について

第23. 閉会中の継続調査の申し出について

第24. 議員派遣の件について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 大河原 昭 洋	2番 高 橋 達 也
3番 大 藤 克 紀	4番 岩 本 富美男
5番 中 野 ゆかり	6番 平 尾 節 世
7番 岸 本 眞一郎	8番 徳 永 英太郎
9番 石 谷 政 輝	10番 酒 本 敏 興
11番 南 肇	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（17名）

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
病院事業管理者	安 藤 嘉 美
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
企 画 課 長	岡 田 光 弘
税 務 住 民 課 長	西 沖 和 己
教 育 課 長	長 石 彰 祐
地 域 整 備 課 長	安 藤 充 憲
山 村 再 生 課 長	上 月 光 則

地籍調査課長	草刈英人
福祉課長	國政昭子
総務課参事	矢部 整
税務住民課参事兼水道課長	藤森啓次
福祉課参事	江口礼子
福祉課参事	小谷いづ美
会計課長	寺坂英之
病院事務次長	寺谷和幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長	河村実則
書記	塚越奈緒子

開 会 午後 2時40分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、岸本眞一郎議員、8番、徳永英太郎議員を指名します。

日程第2. 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第2、諸般の報告を行います。

智頭町議会基本条例に基づき、平成26年5月20日から22日に実施した議

会報告会の報告につきましては、お手元に配付のとおりです。

次に、お手元に配付のとおり、委員会派遣についての結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3．議案第41号

○議長（谷口雅人） 日程第3、議案第41号 専決処分についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4．議案第42号

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第42号 平成26年度智頭町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第43号

○議長（谷口雅人） 日程第5、議案第43号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第44号

○議長（谷口雅人） 日程第6、議案第44号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決をします。

お諮りします。

本案に、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第45号

○議長（谷口雅人） 日程第7、議案第45号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第46号

○議長（谷口雅人） 日程第8、議案第46号 平成26年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第47号

○議長（谷口雅人） 日程第9、議案第47号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第48号

○議長(谷口雅人) 日程第10、議案第48号 智頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第49号

○議長(谷口雅人) 日程第11、議案第49号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立 11名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。
よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12. 議案第50号

○議長（谷口雅人） 日程第12、議案第50号 町道の路線の認定についてを
議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決をします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立 11名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。
よって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第13. 議案第51号

○議長（谷口雅人） 日程第13、議案第51号 財産の処分についてを議題と
します。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論を許します。
討論はありませんか。
7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 私は、議案第51号 財産の処分について、反対の立場
で討論します。

今回の財産処分地は、智頭町大字三田字和田平977番地20の8,203平米と、同977番地21の1,372平米、計9,575平米を579万2,875円で売り払うという契約だが、この契約には大きな問題があると思う。

一つには、利用目的である。和田平977番地21の1,372平米については、智頭町が以前から計画していた介護保険事業計画の中の地域密着型福祉施設をつくるものであるから、この部分については妥当であるが、和田平977番地20の8,203平米については、5月19日の議会全員協議会での説明図面にも保有敷地と示してあるように、ここの部分の具体的な施設事業計画については、13日の議案に対する質疑にも担当課から具体的な答弁はなかったし、16日の私の町長への一般質問でも同じだったばかりでなく、全協で示された図面のB・C区画の利用計画もずさんさが明らかになった。福祉課もこの土地に関する具体的な利用計画については承知していないとのことだった。このことは、町長の提案理由の中に、福祉施設進出に伴う売り払いという理由からも疑問である。このような状況のもとで売却を強行すれば、後になって用途外転用や、場合によっては転売されても歯どめがなく文句を言えないし、広大な敷地に智頭町の介護サービスの実態に関係なく施設が無計画に建てられれば、それは介護保険給付費増大を招き、町民が負担する介護保険料の大幅アップや、町の義務的補助金の増となって大きな苦しみをもたらすことになる。

次に、価格である。今回の契約の内容から見ると、1平米の単価が605円と、これまでのテクノパーク造成にかかった経費を賄う単価としていた9,000円と比べると余りにも低いものである。にもかかわらず、この単価設定の根拠についても非常に不透明である。不動産鑑定士の単価でもなければ、企業立地優遇策でもなく、町と買い受け者とで決めたとのことであった。このことは、町民の大切な公有財産を不当に安く売ることである。逆に、このように町有地を安く売るのであれば、事前に価格をオープンにして公募をかけるのは常識ではないでしょうか。私が町長に一般質問の中でそのような提案をしたら、町長は、それでは応募が殺到して困るとの答えだった。私にはその真意は全く理解できないものである。今回のやり方では価格形成に対しての透明性と、この価格なら欲しい人にとって機会の公平性から見ても大きな問題である。現実にも今、町内の事業所が1坪10万円で総額2,500万円の土地取得の交渉をしているとのこと。このテクノパークの話の話を聞いたら全部でも欲しいぐらいだとの答えだった。

私の昨年12月の一般質問の町長答弁の一説に、「包み隠さないで相談しながら議会の皆さんと一緒に考えないと、とても私一人の考えで大事な大きな土地を使用不能にし、後になって、しまったというわけにはいきません。」とあるが、まさに今回の事案はその危険性が大と言える。

以上の観点から、私はこの議案に反対するものである。

以上で討論を終わります。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

討論はありませんか。

2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） 私は、議案第51号に対して、賛成の立場から討論を行います。

まず、総括的な意見であります。この智頭テクノパークの利用につきましては、私たち議会としても従前から長年にわたって町当局に強く要望してきたところでございます。ようやく今回、一部ではございますが整備計画が具体化し、本件の議案に至ったものと考えております。

そこで、反対討論の中で出ました利用計画につきましては、執行部の説明の中でもはっきりしない点はあったわけではございますが、具体的な契約の中に目的外の用途にならないような措置を講じるようなことを入れるということがはっきりありましたので、恐らくこれにつきましては、既にその辺は十分内容を吟味してあるものと思います。

価格につきましては、従前の9,000円ということがあったのかもしれませんが、それは恐らく今回整備が始まります上下水道を抜きにした時点でのお話であろうと思います。議会中に執行部から説明もありましたが、上下水道をこのたび整備しますので、当然それを加味した上での単価設定プラス相手方との十分なる事前調整を図った上での単価設定であろうというふうに理解しております。

以上によりまして、議案第51号に賛成をいたします。以上です。

○議長（谷口雅人） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 10名)

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第14、議案第52号から日程第16、議案第54号まで 3案一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第14、議案第52号 智頭町教育委員会委員の任命についてから日程第16、議案第54号 工事請負契約の締結についてまでの3議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） このたび追加提案しましたを議案につきまして、その概要を説明します。

議案第52号 智頭町教育委員会委員の任命につきましては、新たに長石彰祐氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第53号 工事請負契約の締結につきましては、智頭町クリーンセンター解体工事に係る工事請負契約の締結について、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 工事請負契約の締結につきましては、智頭中学校屋外教育環境整備工事1工区に係る工事請負契約の締結について、地方自治法の規定に基づき、本議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案について説明しました。詳細については主管課長をもって説明させていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから、日程第14、議案第52号 智頭町教育委員会委員の任命についてから日程第16、議案第54号 工事請負契約の締結についてまでの3議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第14、議案第52号 智頭町教育委員会委員の任命についての補足説明

を求めます。

葉狩総務課長。

- 総務課長（葉狩一樹） お配りいたしております議案書をごらんいただきたい
と思います。1ページでございます。

議案第52号 智頭町教育委員会委員の任命について。次の者を智頭町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意を求める。鳥取県八頭郡智頭町大字西宇塚485番地、長石彰祐。昭和31年1月3日生まれ。

以上でございます。

- 議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第53号 工事請負契約の締結についての補足説明を求めます。

西沖税務住民課長。

- 税務住民課長（西沖和己） そうしますと、議案書の2ページをごらんいただきたい
と思います。議案第53号 工事請負契約の締結について。次のとおり、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。工事名でありますけども、智頭町クリーンセンター解体工事であります。2番目に、工事場所。智頭町大字南方地内。3点目に、契約金額であります。8,532万円であります。4番目、契約の相手方。八頭郡智頭町大字南方1128番地21、株式会社谷口工務店、代表取締役 谷口洋一。契約方法につきましては、指名競争入札であります。

以上で説明も終わります。

- 議長（谷口雅人） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

- 7番（岸本眞一郎） クリーンセンターの解体が、ここは、やはり焼却場とい

うことでダイオキシン等の公害物質が残存しているのではないかと思われますが、それらに対する処理が谷口工務店はこの技術を持っていて受けたのか、そこら辺の処理については、これはどのような対応を発注者としては考えているのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 当然、今回落札しました業者がダイオキシンを処理する専門業者、下請でございますね、そこを中心に対応してまいります。さらに、昨年より設計委託を専門業者を通して行ってまいりました。引き続き、管理部門につきましても業者委託しておりますので、徹底した監督管理のもとにこのクリーンセンターの解体工事、これを実施するものであります。以上です。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） ほんなら解体したものを、これは処理については外部に持ち出してそういう専門の処理能力のあるところで処理をするというのか、それとも現地でそういう処理施設をつくってこれは処理をするというようなものなのか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 外部に搬入しまして、そこで処理をいたすものであります。以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第54号 工事請負契約の締結についての補足説明を求めます。

長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 議案第54号 工事請負契約の締結について。工事名、智頭中学校屋外教育環境整備工事（1工区）。これはグラウンド部分の整備でございます。工事場所、智頭町大字智頭688番地。契約金額、6,426万円。契約の相手方、八頭郡智頭町大字智頭600番地2、千代建設株式会社、代表取締役、浅井正章。契約の方法は指名競争入札でございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） この工事で工事請負は最後だという説明を受けていたんですが、まずその点についてはもう間違いない、これがもう最後の工事請負契約になるのでしょうか。そこはどうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 解体工事、まずは本体工事でございます。それで解体工事も済みました。外構工事に当たるわけですが、1工区、2工区、これで完了でございます。計画的には今、これが最後の工事請負契約ということで進めております。

○議長（谷口雅人） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） これでちょっとこの議案から外れるかもわかりませんが、工事請負契約ベースで見ると、これまでのトータルでは総額幾らになるのでしょうか。これからまだ備品とかなんとかがあると思うんですが、工事請負ベースで今のところトータルで幾らになるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 以前の全協の中でもお示ししましたように、正確な金額のくくった金額というのは手元に持っておりませんが、全協のほうでお話しした23億以下ということで事業のほうは進めております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時05分

再 開 午後 3時06分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14、議案第52号 智頭町教育委員会委員の任命についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認め、以上で討論を終結し、直ちに採決します。
これから、議案第52号 智頭町教育委員会委員の任命についての採決をしま
す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第15、議案第53号 工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第53号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16、議案第54号 工事請負契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

これから、議案第54号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（谷口雅人） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 17. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第 17、陳情についてを議題とします。

6月13日の議会において所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

9番、石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

6月13日の本会議において付託を受けた陳情について、6月18日委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第5号 「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）の廃止を求める陳情書は不採択、陳情第6号 「町民グランドゴルフ場」設置に関する陳情書は趣旨採択、陳情第8号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情書は採択、陳情第9号 少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書は採択と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口雅人） 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから、陳情第5号 「特定秘密の保護に関する法律」（秘密保護法）の廃止を求める陳情書、陳情第6号 「町民グランドゴルフ場」設置に関する陳情書、陳情第8号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情について、

陳情第9号 少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情書を採決します。

委員長の報告は、陳情第5号は不採択、陳情第6号は趣旨採択、陳情第8号は採択、陳情第9号は採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番(岸本眞一郎) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

6月13日に本会議において付託を受けた陳情について、6月17日委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情は採択、陳情第10号 急傾斜治山工事に関する要望書については採択、陳情第11号 さらに年金削減の中止を求める陳情については採択、陳情第12号 介護・医療総合確保法案の撤回を求める陳情については不採択、陳情第13号 町道豊乗寺線、町道新見惣地線に関する要望は採択と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(谷口雅人) 委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから、陳情第7号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出に関する陳情、陳情第10号 急傾斜治山工事に関する要望書について、陳情第11号 さらに年金削減の中止を求める陳情、陳情第12号 「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情、陳情第13号 町道豊乗寺線、町道新見惣地線に関する要望を採決します。

委員長の報告は、陳情第7号は採択、陳情第10号は採択、陳情第11号は不採択、陳情第12号は不採択、陳情第13号は採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

日程第18. 智頭町農業委員会委員の推薦について

○議長(谷口雅人) 日程第18、智頭町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

平成26年5月9日付で智頭町長より推薦依頼のあった智頭町農業委員会委員の推薦について、議会推薦の農業委員は4人とし、智頭町智頭、國岡美保子さん、智頭町埴師、小林功さん、智頭町芦津、小宮山晃次さん、智頭町波多、大原知子さんを推薦したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は4人とし、智頭町智頭、國岡美保子さん、智頭町埴師、小林功さん、智頭町芦津、小宮山晃次さん、智頭町波多、大原知子さん、以上の4人を推薦することに決定しました。

日程第19. 発議第3号

○議長（谷口雅人） 日程第19、発議第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出について採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20．発議第4号

○議長（谷口雅人） 次に、日程第20、発議第4号 少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略し

たいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第6号 少人数学級の推進など定数改善と義務教育国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 発議第5号

○議長(谷口雅人) 次に、日程第21、発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案については、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第5号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 発議第6号

○議長(谷口雅人) 日程第22、発議第6号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、南 肇議員。

○11番(南 肇) 発議第6号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議。決議書を朗読し説明とさせていただきます。

参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議。

参議院は解散がなく、任期も6年が保障されており、政権選択に関係なく党派を超えて公正中立な審議を行うことができることから、良識の府と呼ばれるようになっていく。

その参議院の選挙制度は、昭和22年に制定された参議院議員選挙法により、選挙区を全国的な有名有為の人材を簡抜する職能代表制を有する全国区と地域代表的性格を有する地方選出議員を選出するための地方区に分けられ、昭和25年

の公職選挙法の制定による選挙規定の統合統一後、幾度かの選挙制度の改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきている。

今般、平成25年度参議院通常選挙の選挙区選挙における最大で4.77倍という1票の格差について、司法の場で違憲の判断が示されているところであり、この是正については、次期通常選挙に向けて喫緊の課題となっている。

現在、この問題に関して、平成26年通常選挙に向けた参議院選挙制度改革について協議を行うために設けられた選挙制度の改革に関する検討会のもとに各党派による協議会（以下「選挙制度協議会」という。）が設置され、広範な論議が行われているところであり、各委員の努力には敬意を表する次第である。

しかしながら、平成26年4月25日に示された選挙制度協議会座長案では、議員1人当たりの人口の格差是正のためとして、人口の少ない県を隣接する府県と合区するという案が示され、人口の少ない県と都市部の都府県に優劣をつけるかのような論議がなされようとしている。

1票の格差を是正することは喫緊の課題であり、早急に取り組む必要があるが、そのために地方の声が直接国へ届かなくなるようでは、地域代表の広範な意見が反映されにくくなり、参議院の有意性が失われかねないと危惧するものである。

我々、智頭町議会は、地方の声を国政に届けるため、現行の都道府県単位の選挙区を維持した上で議論が進められることを望み、地方分権に逆行するような選挙制度改革、特に府県選挙区の合区案に強く反対することを決議する。

平成26年6月20日。鳥取県八頭郡智頭町議会。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 南議員に確認をさせていただきます。

説明書の中段、平成28年通常選挙と記述されておりますが、朗読は26年でした。28年で間違いありませんか。

○11番（南 肇） はい。失礼しました。

○議長（谷口雅人） これから質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第6号 参議院選挙制度改革における選挙区の「合区」案に反対する決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(谷口雅人) 日程第23、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より閉会中の継続調査の申し出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第24. 議員派遣の件について

○議長(谷口雅人) 日程第24、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第2回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 3時30分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成26年6月20日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岸 本 眞 一 郎

智頭町議会議員 徳 永 英 太 郎